

北海道中小企業総合振興資金融資制度の

短期資金のご案内

道の融資制度「小規模企業貸付」では、融資期間が
1年以内の短期資金がご利用いただけます

対象者

- ・従業員20人以下の小規模企業者の方
- ・信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模企業者の方

このような方に
オススメです

- ・商品仕入の決済などのために短期資金が必要
- ・夏季、年末の賞与支払のための資金が必要 など

融資金額

5,000万円以内
又は
2,000万円以内

融資期間

1年以内
割賦又は
一括償還の選択可

融資利率

固定金利 1.3%

信用保証料

通常よりも
10%
の割引

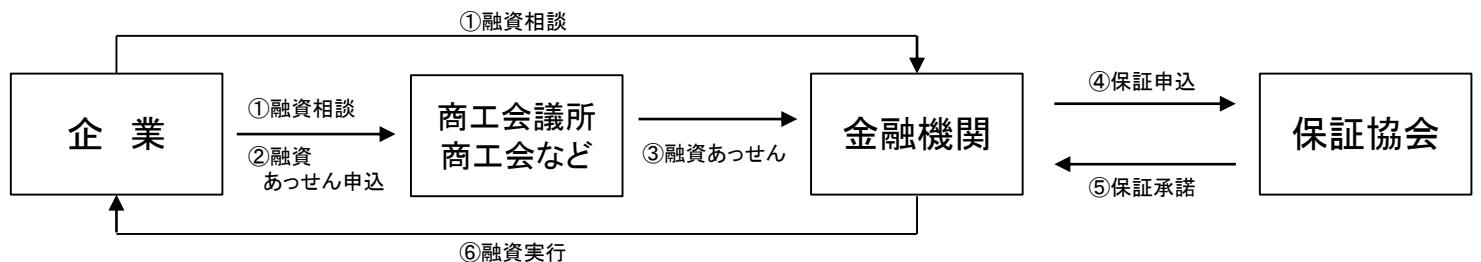
詳しくは裏面をご覧ください

融資条件

※ 短期資金で活用できる貸付制度

資金名	小規模企業貸付	
		小口
融資対象	従業員20人(商業・サービス業は5人以下、宿泊業及び娯楽業は20人)以下の小規模事業者	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模企業者 (小規模企業者で、既存の信用保証協会の保証付き融資残高(根保証においては融資限度額)が2,000万円未満であるもの)
資金使途	事業資金	
融資金額	5,000万円以内	2,000万円以内
融資期間	1年以内(割賦又は一括償還の選択可) ※1年を超える長期資金の利用も可能です。その場合は、融資利率が変わります。 詳しくは、お問い合わせください。	
融資利率	【固定金利】 年1.3%	
担保及び償還方法	担保:無担保(小口は原則として無担保) 償還方法:取扱金融機関の定めるところによる	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとする ※「小規模企業貸付」及び「小規模企業貸付【小口】」を利用する方は、信用保証料が通常よりも10%割引されます。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、北海道信用農業協同組合連合会、信用金庫、信用組合	

融資までの基本的な流れ



お申し込み方法

資金の借入を希望する方は、所定の「融資あっせん申込書」に必要な事項を記載し、地元の商工会議所又は商工会(※)に「融資あっせん」の申込みをしてください。なお、取扱金融機関へ直接融資を申し込むこともできます。

(※)・中小企業等協同組合等及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会へ申込みも可。
・(公財)北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可。

お問い合わせ先

地元の商工会議所または商工会へお問い合わせいただくほか、北海道経済部地域経済局中小企業課(Tel011-204-5346)、または各総合振興局・振興局の商工労働観光課、小樽商工労働事務所にお問い合わせください。

北海道ホームページからも確認できます。

北海道 制度融資

検索

